

特定空家等に係る応急的危険回避措置の実施に関する公告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、倒壊等による急迫した危険を回避する必要があるものの、その所有者等を確知することができないため、宇和島市空家等の適正管理に関する条例第16条第2項に基づき、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

宇和島市長 岡原文彰



記

1. 建物の所在地

宇和島市吉田町本町82番地1、83番地2

2. 建築物の情報

種 類	居宅・店舗
構 造	木造瓦葺2階建
延べ面積	145.43平方メートル

3. 宇和島市長が行う措置の内容

宇和島市空家等の適正管理に関する条例第16条第1項(応急的危険回避措置)による建築物の一部除却・建築物の一部取壊し残置

4. 措置を実施する予定期日

令和8年10月23日以降速やかに

5. 留意事項

宇和島市空家等の適正管理に関する条例第16条第1項の規定に基づく応急的危険回避措置として、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が、上記3の措置を行う。

ただし、上記4の予定期日までに所有者等から申し出があり、自ら適正な管理を行う場合はこの限りではない。

なお、措置の実施後に所有者等が確知された場合には、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する。

6. 問合せ先

宇和島市建設部建築住宅課

電 話 0895-24-1111(内線2649)

FAX 0895-25-3130